

レンタサイクルご利用上の注意(利用規約)

大野町観光協会

①ご利用申込

当日申込のみとなります。

ご利用をご希望の場合、道の駅「ハレットピアおおの」地域振興施設内のインフォメーションカウンターにて申込をお願いします。

お手続きには身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。

②ご利用条件

- ・身長130cm以上
- ・中学生以下は保護者の同伴が必要

③料金(整備協力金)

料金(整備協力金)は1日1回あたり100円/台です。(前払いになります。)

※午後5時以降の返却は対応しないため、翌日の時間内(9:00から17:30)にご返却ください。

尚、延滞金として別途100円/台徴収させていただきます。

④ご利用可能時間

ご利用可能時間は午前9時から午後5時30分までです。あらかじめ申し出た利用予定時間を守って返却してください。

尚、地域振興施設の営業時間に変更がある場合は、以下のとおりとなります。

1. 営業開始時間に変更がある場合は、変更後の時間を利用開始時間といたします。
2. 営業終了時間に変更がある場合は、終了時間の30分前までの利用といたします。

万一、ご利用可能時間内の返却ができない場合は、速やかに道の駅に連絡してください。時間を過ぎても未返却の場合、道の駅よりお申込のお客様にご連絡致します。ご対応いただけない場合は、自転車の回収及び探索に要した費用等をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※その他、サービス上お申込者への連絡が必要な場合は連絡させていただきます。

⑤保険について

1. 利用者が被ったケガ又は第三者に与えた損害についての補償に関しては、PL 保険(生産物責任保険)の加入となるため、貸出を行う上で、必要な点検整備不良等による事故に関する補償のみとする。

利用者の運転による急激かつ偶然な外来の事故による傷害は一切補償の適用はないため、利用者の責任において加入の必要がある。

2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。

3. 警察および道の駅「ハレットピアおおの」に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、PL 保険(生産物責任保険)による損害でん補が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。

4. 第3項のほか、PL 保険(生産物責任保険)の保険約款の免責事項(保険金を支払わない場合)に該当する場合等保険約款により、第1項に定める補償は適用されない場合があります。これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。

5. 本条は、補償の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金請求手続き等詳細につきましては、道の駅「ハレットピアおおの」までお問い合わせください。

⑥事故・トラブル等の対応

1. 万一、事故に遭った場合には、速やかに道の駅まで連絡してください。(事故発生の時間、場所、原因、状況など)

- 2.必要に応じて、利用者ご自身にて警察へご連絡ください。
- 3.相手方との示談交渉等は、すべて利用者ご自身が対応してください。大野町観光協会及び道の駅では、事故について一切の責任を負いません。
- 4.万一やむなく大野町観光協会及び道の駅が第三者に損害賠償等を負担した場合、利用者にご請求します。
- 5.事故に伴う自転車の故障・破損等については、利用者に損害賠償を請求します。
- 6.利用者が被ったケガ又は第三者に与えた損害については、「⑤保険について」に記載の補償内容にて補償を行うが、補償が適用されない場合又は補償限度額を超える損害については、事故の相手方、又は利用者ご自身で対応ください。
- 7.第三者等との事故以外のトラブルについては、すべて利用者ご自身が対応してください。この場合、大野町観光協会及び道の駅は一切関せず責任も負いません。

⑦故障・破損等の対応

- 1.ご利用中に自転車の故障、破損、異常等があった場合、速やかに道の駅まで連絡してください。
- 2.故障等の原因がご利用者にあると判断される場合、原則としてその実費をご利用者に請求します。
- 3.万一、事前了解なく利用者ご自身で修理を行った場合、その修理代金は返還致しません。
- 4.バンクの修理は、道の駅で実施します(ご利用者の負担はなし)
- 5.自転車の故障等により、利用者や第三者にケガや損害が発生した場合でも、明らかにレンタサイクル側に起因すると認められる場合を除き、大野町観光協会及び道の駅では一切の責任を負いません。

⑧盗難・紛失・放置等の対応

- 1.ご利用中に自転車の盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかに道の駅まで連絡してください。
- 2.無施設での放置など、盗難・紛失の原因がご利用者にあると認められる場合は、その全部又は一部の諸費用を利用者に請求します。
- 3.利用者ご自身による自転車の放置、又は2による場合の盗難・紛失の結果としての放置によって、自転車の移送等に伴い生じた費用は、全額利用者負担して頂きます。
- 4.鍵の紛失・破損は、鍵の交換料として全額利用者負担とする。(自転車の移送費用も同様)

⑨禁止行為

- 1.飲酒運転及びその他交通法規に違反する運転、行為。
(例)・イヤホンをして音楽を聴きながらの運転、携帯電話などを操作しながらの「ながら運転」など
- 2.危険箇所、道路以外の場所での走行、利用。
- 3.歩行者や自転車、自動車など他者の通行障害となるような場所や、自転車の駐輪が禁止されている場所での駐輪。
- 4.自転車及び鍵の改造など、現状の変更及び損壊。
- 5.バンクなど自転車の異常を認めた場合における、運転・使用の継続。
- 6.申込者以外の第三者による使用(いわゆる又貸し)。

⑩ 利用の拒否

台風・暴風雨などの悪天候時、悪天候が予想されるときには、貸出を行わないことがあります。

利用者が規約に違反したときは、利用中であっても利用を取り消し、自転車の返還を求めることがあります。

また、申込者が以下に該当する場合は、貸し出しません。

- 1.貸出規約(上記内容)に同意しないとき。
- 2.申込者が、暴力団員、暴力団関係団体、その関係者その他反社会的勢力に属している、又は深い関係があると認められるとき。
- 3.保護者の同伴がない小学生及び中学生。

4.その他、申込者による自転車利用が適切でないと考えられるとき。

※本申込書によりお預かりしたお客様の個人情報につきましては、本サービス提供の目的に必要な範囲で適切に取り扱います。また、統計情報等個人を特定できない形態にしたうえで、研究、マーケティングその他協会の事業目的で自ら利用し、又は第三者に提供することがあります。